

21. 体罰とその予防

2019年6月の児童虐待の防止等に関する法律の改正において、親（親権者等）は、児童への「しつけ」としての体罰を加えてはならないことが法定化され、2020年4月より法が施行された。法改正の背景には、児童相談所への児童虐待相談件数の増加、および死亡事例が連続して発生したことを踏まえ、児童虐待防止対策の強化策として、体罰禁止の法整備が喫緊の課題となったためである。国際的には、1979年にスウェーデンが世界で初めて全面的な体罰禁止を導入し、2020年4月の法施行をもって日本は世界で59番目の体罰全面禁止国となった。しかし依然として、体罰の定義、子どもに与える影響、体罰の予防法やしつけとしての代替策に関する理解は、保護者と常に接する医療従事者も理解が十分とは言えないのが現状である。

1. しつけと体罰の違い

厚生労働省は法改正を受けて、2020年2月にガイドライン「体罰によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」を作成した。その中で、体罰について「たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんな軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止」と記載されている。保護者として子どもに、社会生活を教えるため、安全を守るため、また礼儀作法を教えるために、しつけを行うことは日常的に必要なことであるが、その教え方の方法が、痛みや恐怖を引き金に教えるものではなく、子どもの権利を尊重し、子どもの発達段階に即したものであることが重要である。

2017年7月に公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンによって実施された全国2万人の成人を対象としたウェブ調査では、半数以上の人が生つけのための体罰を容認していた（56.8%）が、そのうち約7割の人は「他に手段がないと思った場合のみすべきである（全体の39.3%）」と回答していた。つまり、他の代替案、『体罰によらないしつけ法』を知りたいという潜在的ニーズは高いと考えられる。アメリカでの研究では、保護者は他の専門職よりも小児科医から子どもの発達や効果的なしつけについてアドバイスをもらいたいと答えており、小児科医は、治療や緊急的な状況ではない機会（乳幼児健診や予防接種など）で保護者と子どもと出会うことができる貴重な立場にある。そのため、児童虐待の防止だけでなく、子どもの健やかな発達や良好な親子関係を支援していくためにも、体罰の与える影響や代替策について理解を深めることは重要である。

2. 体罰が与える子供への影響

体罰が軽いものや一時的なものでも禁止すべき理由として、以下の点があげられる。

1) 体罰はそもそも効果的ではない。

体罰の効果に関するメタアナリシスでは、子どもの行動を良くするというエビデンスはないと報告されている。むしろ、身体的虐待と同程度、問題行動やメンタルヘルスを悪化させることが示されている。

2) 体罰を受けると攻撃性が増加したり、暴力的な人との関わり方を学んでしまう。

アメリカにおける縦断研究において、3歳時点で体罰を受けた幼児は5歳の時により攻撃的になり、9歳の時により外在化問題行動（攻撃性・多動不注意・反社会的行動など）を示すことが報告されている。国内の研究でも、3歳半で体罰を受けていた児は5歳半でより問題行動を呈することが報告されている。

3) 体罰は脳の発達にも悪影響をあたえる。

体罰を受けたことがある子どもは、受けていなかった子どもと比較して、IQが低くなるこ



体罰によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～

とや前頭野の灰白質の容積が小さくなることが報告されている。

3. 予防に向けた取り組み

ではどのように体罰を予防し、親に伝えていくことができるだろうか。病院全体での取り組みと、医療従事者一人一人ができる取り組みをここでは紹介する。まず、病院全体でできる取り組みとして、ノー・ヒット・ゾーン (No Hit Zone) がある。これは、アメリカの子ども病院などを中心に広まっている活動で、医療機関の敷地内喫煙禁止のように、医療機関内での非暴力を推進しようという活動である。大人間の、子ども間の、そして大人から子どもへ、子どもから大人への暴力の使用は、程度にかかわらず行わないようにしようということを、ポリシーとして明確にポスターで掲示する。そして、院内で暴力的行為や暴言を認めた際に、保護者に近づき、声をかけるところから始めよう、という運動である。非常に当たり前のこと、些細なことのように思われるかもしれないが、病院全体として非暴力で安全な空間づくりを始めることから、親への声かけ、しつけ方法での悩み、育児における不安やイライラについて話し合うきっかけづくりにつながる。現在国内でも導入の動きが進んでおり、関心がある人はウェブサイト (ノー・ヒット・ゾーン: <https://plaza.umin.ac.jp/nhz/>) を参照してほしい。



では医療従事者が保護者に暴力によらないしつけについて、どのように指導すればよいだろうか？乳幼児健診や普段の外来などで、どのような場面での子育て・しつけ方法に苦労しているかを聞いた場合、またその子の発達段階や特性などを踏まえながら、以下のような点について、保護者に具体的に伝えていくことは重要である (厚生労働省の体罰等によらない子育てのための工夫のポイントをもとに筆者が改変)。

- ①子どもの気持ちや考えに耳を傾ける、どうしたらよいかを一緒に考える。
- ②言うことを聞かない場合は、選択的無視をする。(注意を引きたい場合があるので、安全な環境であることに気を配りつつ、あえて注目を与えないようにする)
- ③発達段階や理解に応じた説明の仕方を心がける。
- ④子どもの状況に応じて、環境を工夫する。(落ち着かせるために静かな場所に連れていく、など)
- ⑤気持ちを切り替えるために子どもの注意の方向を変えたり、やる気ができるように働きかける。
- ⑥何をすべきか具体的に説明する。(落ち着いた声の方が伝わりやすい)
- ⑦良いこと、できていることを具体的に褒める。(すごいねよりも、〇〇ができたね、〇〇すると楽しいね、など)
- ⑧子どもや保護者自身も深呼吸やリラックス法を取り入れ、気持ちが落ち着いているときに話し合う。

子どもが問題行動や被虐待経験を有する場合や、子育て困難感のある保護者に対し、より専門的な介入が必要と考えられる場合には、親子の関わりあい方を認知行動療法を通じて改善するための親子相互交流療法 (Parent-Child Interaction Therapy: PCIT) という心理療法があり、その後の虐待際通告の減少や子どもの問題行動の減少などの効果が多くの研究で認められている。(参照 <https://pcit-japan.com/pcit> について /)



4. まとめ

医療従事者は虐待・ネグレクトの予防だけでなく、子どもの健康と将来にわたる健やかな成長発達のために、体罰禁止をする理由について積極的に保護者に伝えていくべきである。そして代替策として、関わり方を変えようと問題行動も減ること、具体的に褒めることなども、実際の場面に適用できるように指導していくことが重要である。